3　2に規定する三十日の期間内に合意されなかった場合において、その他の取決めがないときは、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由により任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行う。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行う。

4　仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四条

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争については、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4　紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限るものとし、また、ＩＣＳＩＤ条約の関連規定に従い千九百八十年五月八日にサウジアラビア王国によって行われた通告に従うものとする。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　投資紛争が紛争締約国の権限のある裁判所に付託されたときは、紛争投資家は、同一の投資紛争を解決するために同時に4に規定する仲裁に付託することができない。当該紛争締約国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、当該権限のある裁判所による本案についての最終的な決定は、拘束力を有し、いかなる手段によっても上訴することができないものとする。

6　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

7　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

8　(a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

9　8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

10　4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から九十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民であってもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事者によっても雇用されてはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

12　紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

14　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。